

### 37. 国庫補助等採択基準及び補助率

(3) 上水道事業及び水道用水供給事業並びに簡易水道事業及び飲料水供給施設に係る交付金(生活基盤施設耐震化等交付金)

《平成31年4月1日適用》

区分、[主な対象施設]		採択基準(交付要綱等の抜粋)	交付率
全般		1 簡易水道事業及び飲料水供給施設にあつては10,000千円以上 2 都道府県が実施する水道事業及び水道用水供給事業にあつては100,000千円以上 ただし、水道水源自動監視施設整備費にあつては10,000千円以上 3 市町村(一部事務組合を含む。)が実施する水道事業及び水道用水供給事業にあつては10,000千円以上	
水道施設等耐震化事業	水道未普及地域解消事業	市町村が策定し厚生労働大臣が認めた水道未普及地域解消計画に基づき施行される事業	
	新設	次の(1)及び(2)いずれにも該当する簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業(飲料水供給施設は給水人口10人以上100人以下・別に特例あり) (1) 会計が同一又は管理が一体である等経営実態が一体である事業が存在しない (2) 既存の水道と接続せず、既存水道の給水区域から道路延長が原則10km以上離れている ただし、簡易水道施設の新設において給水人口が現在人口の2倍を超える部分は補助対象外	
	広域簡易水道	簡易水道を布設し得る条件(給水人口101人以上5,000人以下)を備えた複数の地域間を原則200m以上(別に特例あり)の連絡管で連絡して5,000人を超える給水人口の水道施設(上水道事業)を新設する事業 ただし、同一行政区域内に既存市町村営水道事業がある場合は当該水道事業が経営するものに限る	
	飛地区域	次の(1)又は(2)いずれかに該当する事業 (1) 簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る条件(給水人口10人以上5,000人以下)を備えた地域(別に特例あり)において、既存の水道事業の給水区域から原則として200m以上離れた地域に既存の水道事業の経営による水道施設を整備 (2) (1)の地域又はその周辺で水源確保が困難で、同一行政区域内にある水道事業から浄水を受ける水道のうち、水道事業の給水区域から原則200m以上(別に特例あり)の連絡管で連絡して水道施設を整備(飲料水供給施設の整備は給水人口10人以上100人以下・別に特例あり)	
	給水区域内無水源	既認可給水区域で、まだ水道が布設されていない給水人口101人以上5,000人以下の地区に対し、現在給水されている区域から原則200m以上の連絡管で連絡して水道施設を整備する事業	
	区域拡張	市町村が、簡易水道事業について給水人口10人以上(別に特例あり)の区域拡張又は飲料水供給施設について従前の給水人口の20%以上(別に特例あり)の区域拡張を行う事業(当該事業に必要な、生活基盤近代化事業の対象となる基幹的施設整備事業を含む)	
簡易水道再編推進事業	統合簡易水道	市町村が、特定簡易水道事業でない簡易水道事業(*1)又は特定飲料水供給施設でない飲料水供給施設(*2)に係る統合簡易水道施設を整備する事業で、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの (1) 市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、水道未普及地域解消事業(給水人口50人以上)及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備と基幹的施設の新設事業 (2) 統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺で水源の確保が困難で、当該水道事業以外の水道事業(原則200m以上離れたもの)から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的で厚生労働大臣が認めた事業 H29以降は、H19以降に統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で、他の水道施設から原則200m以上離れたものについての、同一水道事業内の離れた水道施設間の連絡管整備事業で、次のア及びイいずれにも該当し厚生労働大臣が認めた事業を含む ア 水源が枯渇し、その周辺で水源確保が困難で、当該水道施設以外の水道施設から浄水を受ける連絡管の整備が最も経済的、合理的 イ 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上で、かつ当該施設の有収水量当たりの連絡管整備費用が平均以上 (3) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備	<簡易水道事業> ・財政力指数が0.30を超える市町村では1/4、ただし単位管延長20m以上では4/10、6m以上20m未満では1/3 ・財政力指数が0.30以下の市町村では1/3、ただし単位管延長7m以上では4/10 ・上記にかかわらず、水源地域対策特別事業では4/10 ・上記にかかわらず、放射線量分析機器では1/4
	簡易水道統合整備事業	市町村が、特定簡易水道事業でない簡易水道事業(*1)の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設でない飲料水供給施設(*2)を統合整備する事業で、次の(1)又は(2)に該当するもの (1) 市町村が策定する簡易水道統合整備計画に基づき、上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要な、水道未普及地域解消事業(給水人口50人以上)及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備と基幹的施設の新設事業 (2) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備	<飲料水供給施設> ・4/10
生活基盤近代化事業	増補改良	市町村が、次の①～③のいずれかに該当する施設の増補改良を行う事業で、次の(1)～(7)のいずれかに該当するもの ① 特定簡易水道事業でない簡易水道事業(*1)の簡易水道施設(ただし、(1)に該当する事業では特定経営状況事業(*3)に限る) ② 特定飲料水供給施設でない飲料水供給施設(*2) ③ H19以降に統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で、他の水道施設から原則200m以上距離があり、当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上で、かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上 (1) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係る事業で、次のア及びイいずれにも該当 ア しゅん工後10年以上経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設(以下、旧施設)の計画水量が水源の枯渇のため計画どおりに得られなくなったもの、又は給水区域内の人口の増加、若しくは生活改善等により使用水量が増加したため、当初の計画水量では需要に応じられないもの イ 旧施設の渇水期の1人1日最大給水可能量が150ℓ以下 (2) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたもの (3) 鉛製管の更新 (4) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設、紫外線処理施設の整備又は代替して開発する水源の整備で、次のアに該当しイ又はウのいずれかに該当するもの ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸 イ 既設設備が塩素消毒のみで、原水中に大腸菌、嫌気性芽胞菌、糞便性の大腸菌群及び連鎖球菌、クリプトスポリジウム若しくはジアルジアが検出、又は取水施設上流等に糞便処理施設が存在 ウ 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過で、イの条件に加え、浄水濁度を0.1度以下に維持できない (5) 基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業で、次のア又はイのいずれかに該当しウ～カのいずれにも該当するもの ア 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域 イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は今後特にそのおそれがある地域 ウ 取水、導水、浄水、送配水施設及びこれらと密接な関連を有する施設(管路は含まない)及びこれらの施設内の基幹的な水道構造物であり、運営に必要な施設 エ 地方公営企業法施行規則第14条に定める法定耐用年数以内の施設又は経過年数が財産処分制限期間(H20告示第384号)以内の施設 オ H9以前に建築された施設で、耐震診断により水道施設の技術的基準を定める省令(H12省令第15号)に基づく施設基準を満たさないことが明らかであるもの カ 耐震補強又は改築を行った構造物がレベル2地震動に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること	

区分、[主な対象施設]		採択基準(交付要綱等の抜粋)	交付率
水道施設等耐震化事業	生活基盤近代化事業	増補改良 (6) 緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業で、次のア又はイのいずれかに該当するもの ア 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域 イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は今後特にそのおそれがある地域 (7) 核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量確認を行う分析機器の整備	<p>&lt;簡易水道事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政力指数が0.30を超える市町村では1/4、ただし単位管延長20m以上では4/10、6m以上20m未満では1/3</li> <li>・財政力指数が0.30以下の市町村では1/3、ただし単位管延長7m以上では4/10</li> <li>・上記にかかわらず、水源地域対策特別事業では4/10</li> <li>・上記にかかわらず、放射線量分析機器では1/4</li> </ul> <p>&lt;飲料水供給施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4/10</li> </ul>
		基幹改良 市町村が、次の①～③のいずれかに該当する基幹的施設の改良を行う事業で、老朽化等により機能が低下した場合の(1)～(5)のいずれかに該当するもの。ただし、(1)～(3)は増補改良該当事業を除く ① 特定簡易水道事業でない簡易水道事業(*1)の簡易水道施設(ただし、(1)～(4)のいずれかに該当する事業では特定経営状況事業(*3)に限る) ② 特定飲料水供給施設でない離島振興対策実施地域における飲料水供給施設 ③ H19以降に統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は離島振興対策実施地域における飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則200m以上距離があり、当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上で、かつ当該施設の有収水量当たりの基幹改良事業費用が平均以上 (1) しゅん工後原則40年以上経過した構築物を廃止して新設 (2) 設置後原則10年以上経過した機械及び装置(関連構築物を含む)を廃止して新設 (3) 布設後20年以上経過した管路を廃止して新設 ただし、各施設(導水・送水・配水)ごとの管路の延長又は全管路延長の20%以上の改良に限る(別に特例あり) (4) 離島簡易水道について…省略 (5) 地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設するもので、次のア又はイのいずれかに該当 ア 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域 イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は今後特にそのおそれがある地域	
		水量拡張 市町村が、次の①～③のいずれかに該当する施設の水量を、従前の計画給水量の20%以上拡張する事業(当該事業に必要な、基幹改良の対象となる基幹的施設改良事業を含む) ① 特定簡易水道事業でない簡易水道事業(*1)(特定経営状況事業(*3)に限る) ② 特定飲料水供給施設でない飲料水供給施設(*2) ③ H19以降に統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で、他の水道施設から原則200m以上距離があり、当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上で、かつ当該施設の有収水量当たりの水量拡張事業費用が平均以上	
高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費[高度浄水施設(生物処理施設、オゾン処理施設、活性炭処理施設、膜ろ過施設及び紫外線処理施設等)、水道原水水質改善施設(水道原水バイパス管等)及び代替水源施設(取水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設)]	次のいずれにも該当する事業 (生物、オゾン及び活性炭(粉末除く)処理施設については厚生労働大臣が認めた基準事業費による上限あり) 1 高度浄水施設等の整備が特に必要と認められる事業(基準超過、指標菌検出等) 2 次のいずれかに該当するもの (1) 病原性原虫の汚染に対処するためのろ過施設及び紫外線処理施設の整備又は改良については、次のいずれかに該当する事業 a 既設の浄水施設が塩素消毒のみ b 既設の浄水施設が緩速ろ過又は急速ろ過設備で、浄水の濁度を0.1度以下に維持できない施設 (2) 水質の安全、安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設の整備については、次のいずれにも該当する事業 a 給水人口5万人未満 b 施設整備後30年以上経過した浄水場の全面改築に併せて整備するもの (3) 代替水源施設の整備については、ろ過施設の整備と比較して安価であるもの 3 (1) 水道事業は、資本単価が90(H21以前に採択:70)円/m <sup>3</sup> 以上 (2) 水道用水供給事業は、資本単価が70(H21以前に採択:50)円/m <sup>3</sup> 以上 上記1、2の基準を満たす病原性原虫汚染対策であって、3の基準に満たない事業	1/4 (H27以前の採択事業及び財政再建団体が行う事業は1/3)
水道施設等耐震化事業	緊急時給水拠点確保等事業	本事業における「地震対策等地域」Ⅰ～Ⅲは次の地域をいう Ⅰ 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域 Ⅱ 地震、濁水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある、又は今後特にそのおそれがある Ⅲ 過去に、有害物質の流出等により取水停止を行い、かつ今後もそのおそれがある	1/4 (H27以前の採択分及び財政再建団体が行う事業は1/3)
		配水池 次のいずれにも該当する事業 (1) 計画一日最大給水量の10時間分を超え、12時間分までの容量の配水池の整備事業 (2) 資本単価が90(H21以前に採択:70)円/m <sup>3</sup> 以上 (3) 地震対策等地域のⅠ～Ⅲのいずれかにおける事業	
		緊急時用連 緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業者等の間又は同一の水道事業者内(系列間の連絡管に限る)で水道水を相互融通できる施設を整備する(1)又は(2)のいずれかに該当する事業 (1) 一つ以上の水道事業者等が次のいずれにも該当するもの ア 資本単価が90(H21以前に採択:70)円/m <sup>3</sup> 以上 イ 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかにおける事業 (2) 厚生労働大臣が認める事業	
		貯留施設 送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合せ持つ施設の整備で、次のいずれにも該当する事業 (1) 資本単価が、水道事業は90(H21以前に採択:70)円/m <sup>3</sup> 以上、水道用水供給事業は70(H21以前に採択:50)円/m <sup>3</sup> 以上 (2) 既設の管路の更新等に併せて整備するもの (3) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかにおける事業	
		緊急遮断弁 緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁の整備で、次のいずれにも該当する事業 (1) 資本単価が、水道事業は90(H21以前に採択:70)円/m <sup>3</sup> 以上、水道用水供給事業は70(H21以前に採択:50)円/m <sup>3</sup> 以上 (2) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかにおける事業	
大容量送水 貯留機能を合せ持つ大容量の送水管の整備事業で、次のいずれにも該当する事業 施設規模は、「水道の耐震化計画策定指針」に基づき給水地域全体に10日間程度の応急給水が可能な容量を上限とする (1) 資本単価が、水道事業は90(H21以前に採択:70)円/m <sup>3</sup> 以上、水道用水供給事業は70(H21以前に採択:50)円/m <sup>3</sup> 以上 (2) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかにおける事業 (3) 地震等の災害時には、給水、応急給水などの防災活動の拠点となるもの			

区分、[主な対象施設]		採択基準(交付要綱等の抜粋)	交付率
水道施設等耐震化事業	緊急時給水拠点確保等事業	重要給水施設 基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管で耐震機能を有するものを整備する。次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業 (1) 次のいずれにも該当する事業 ア 資本単価が90(H21以前に採択:70)円/m <sup>3</sup> 以上 イ 地域防災計画等において、災害時に重要な拠点となる病院、診療所又は災害時要援護者の避難拠点等、給水優先度が特に高い施設への配水管 ウ 給水人口5万人以上の水道事業者については、次のaに該当し、かつb～dのいずれかに該当するもの(c、dは平成30年度まで) a 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかにおける事業 b 家庭用1か月10m <sup>3</sup> の水道料金が * :1,173円(R1事業) 給水人口5万人以上の水道事業者における平均*より高い事業者 c H21以降に他の水道事業(給水人口5,000人超)又は水道用水供給事業との事業統合を行った事業者 d 他の水道事業(5,000人超)又は水道用水供給事業とのH30までの事業統合計画が広域的な水道整備計画に定められている事業者 (2) 厚生労働大臣が認める事業	1/4 (H27以前の採択分及び財政再建団体が行う事業は1/3)
		基幹水道構造物の耐震化事業 [取水施設、導水施設、浄水施設及び送配水施設等(いずれも管路は含まない)] (厚生労働大臣が認めた基準事業費による上限あり) 配水池及び浄水場等の基幹水道構造物のうち特に耐震化が必要であると認められるものの補強又は改築・更新事業で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業 H29以降に採択された事業については、本事業の実施前に近隣事業者等との広域化についても検討すること (1) 次のいずれにも該当する事業 ア 資本単価が、水道事業は90(H21以前に採択:70)円/m <sup>3</sup> 以上、水道用水供給事業は70(H21以前に採択:50)円/m <sup>3</sup> 以上 イ 地方公営企業法施行規則第7条に定める法定耐用年数以内の施設 ウ H9以前に建築された施設 エ 耐震補強又は改築・更新を行った基幹水道構造物については、レベル2地震動に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造 オ 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかにおける事業 (2) 厚生労働大臣が認める事業	
	水道管路耐震化推進事業	老朽管更新 H27以前に採択された事業及びH28実施事業(H28新規事業は、H28実施分に限る) (1) 次のいずれにも該当する事業 ア 地震対策として行う事業であって、次のaに該当し、かつb～fのいずれかに該当するもの(dはH25まで、eはH30まで)次のaに該当し、かつb～f a 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかにおける事業 b 給水人口5万人未満 c 給水人口5万人以上で、家庭用1か月10m <sup>3</sup> の水道料金が * :上欄参照 給水人口5万人以上の水道事業者における平均*より高い事業者 d 給水人口5万人以上で、次の①及び②いずれにも該当(基幹管路における铸铁管、コンクリート管に限る) ① 20年以上経過した铸铁管、コンクリート管が基幹管路延長の10%以上残存 ② 単年度あたり、基幹管路延長の1.5%以上又は5km以上の更新整備 e 給水人口5万人以上で、次の①又は②いずれかに該当 ① H21以降に他の水道事業(給水人口5,000人超)又は水道用水供給事業との事業統合を行った事業者 ② 他の水道事業(5,000人超)又は水道用水供給事業とのH30までの事業統合計画が広域的な水道整備計画に定められている事業者 f 水道用水供給事業者 イ 水道事業で資本単価90(H21以前に採択:70)円/m <sup>3</sup> 以上、又は水道用水供給事業で資本単価70(H21以前に採択:50)円/m <sup>3</sup> 以上 (2) (1)に該当する事業で、水道事業で資本単価140円/m <sup>3</sup> 以上、又は水道用水供給事業で資本単価100円/m <sup>3</sup> 以上 (3) 厚生労働大臣が認める事業	1/3 (H21以前の採択分及びダクタイル铸铁管は1/4)  1/2 (H21以前の採択分及びダクタイル铸铁管は1/3) 1/4
		水道管路緊急改善事業 次のいずれかに該当する事業 1 1ヶ月に10m <sup>3</sup> 使用した場合の家庭用の水道料金が平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高(企業債残高/給水収益)が基準より高い上水道事業 2 1に該当せず、1ヶ月に10m <sup>3</sup> 使用した場合の家庭用の水道料金が平均料金よりも高く、有収密度が平均値より低い上水道事業者 3 1に該当せず、給水収益に占める企業債残高が基準よりも高く、料金回収率が100%以上の上水道事業者 4 水道用水供給事業者 ※基準となる平均料金、企業債残高、有収密度は、毎年度別途通知する値	1/3
		管路近代化 直結給水を実施するための次のいずれにも該当する事業 (1) 都市計画法に基づく市街化区域及び当該市街化区域と一体となった配水施設の整備を行うことが合理的である給水区域において行う事業で、直結給水対象人口が10万人を限度とするもの (2) 資本単価140円/m <sup>3</sup> 以上	1/4 (H27以前の採択分及び財政再建団体が行う事業は1)
	鉛管更新事 [鉛管の導水管、送水管及び配水管] 鉛管の更新事業で資本単価90(H21以前に採択:70)円/m <sup>3</sup> 以上のもの	1/4 (H27以前の採択分及び財政再建団体が行う事業は1/3)	
	基幹管路耐震化整備事 次のいずれにも該当する事業 (1) 災害復旧と併せて行う導水管、送水管及び厚生労働大臣が認める配水管の耐震化事業 (2) 原形より耐震化が向上する材質又は継手構造を持つ管路による災害復旧 (3) 更新する管路は、災害復旧の補助対象となった管と同等の耐震性を有する材質又は継手構造	1/3 (H27以前の採択分及び財政再建団体が行う事業は1/2)	

区分、[主な対象施設]		採択基準(交付要綱等の抜粋)	交付率
水道事業 運営基盤 強化推進 等事業	水道事業 運営基盤 強化推進 事業	広域化事業 次のいずれにも該当する事業であって、事業開始後5年以内に広域化(事業統合又は経営の一体化)を実現するもの(全体計画は原則10年間とし、2034年度までの時限事業とする) 1 都道府県水道ビジョンに基づく圏域における広域化事業 2 市町村域を超えた3以上の水道事業等の広域化であり、計画給水人口が原則5万人以上(現在給水人口1万人未満の事業体を含む場合は、計画給水人口3万人以上) 3 資本単価が90円/m <sup>3</sup> 以上である水道事業を含む広域化事業 ただし以下のいずれかに該当する場合は資本単価要件はかからない (1)次のいずれにも該当 ①現在給水人口が1万人以下 ②一人当たり管路延長が、一人当たり平均管路延長(R1:12.51m/人)より長い ③1ヶ月に10m <sup>3</sup> 使用した場合の家庭用の水道料金が、平均料金(R1:1,543円)より高い (2)現在給水人口1万人以下の事業体を含む場合、広域化後の圏域における料金回収率100%以上とする計画を策定	1/3
		運営基盤強化等事業 広域化事業に係る対象施設の整備に要する事業費の総額を上限とし、広域化後の圏域において行う施設整備事業	1/3
		水道施設共同化事業 都道府県水道ビジョン等において、将来的に3以上の水道事業等で広域化を行う方針を明示している圏域内の水道事業等が、他の水道事業等と実施する共同の水道施設の建設事業であって、水道事業、簡易水道事業で資本単価90円/m <sup>3</sup> 以上、又は水道用水供給事業で資本単価70円/m <sup>3</sup> 以上のもの	1/3
		水道施設台帳整備事業 水道事業について広域化を検討している協議会等に参加している複数の水道事業が、広域化事業を展開することを意思表示している場合について台帳整備を行うために必要となる事業 (交付額上限:1事業体当たり1百万円)H32までの時限事業とする	1/3
		水道施設台帳電子化促進 広域化を検討している協議会等に参加している水道施設台帳の電子化がされていない水道事業者等が、行政区域を別にする他の水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業	1/3
		水道広域化施設整備費 特定広域化施設整備費 H26以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業 1 現在居住人口が原則として50万人以上 2 給水量の増加を伴う新設又は増設事業 3 水道法第5条の2に基づく広域的な水道整備計画に基づく事業(別途基準あり) 4 水道事業は、資本単価140(H6以前に採択:用水単価190かつ資本単価120)円/m <sup>3</sup> 以上 水道用水供給事業は、資本単価100(H6以前に採択:用水単価100かつ資本単価80)円/m <sup>3</sup> 以上	1/3
		一般広域化施設整備費 H21以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業 1 特定広域化施設整備費の採択基準の1及び2に適合する事業 2 水道事業は、資本単価140(H15以前に採択:70)(H6以前に採択:用水単価130かつ資本単価60)円/m <sup>3</sup> 以上 3 水道用水供給事業は、資本単価100(H15以前に採択:50)(H6以前に採択:用水単価65かつ資本単価40)円/m <sup>3</sup> 以上	1/4
		広域化促進地域上水道施設整備費 H26以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業 1 水道法第5条の2に基づく広域的な水道整備計画の区域内の水道事業であって、かつ、特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業 2 計画給水人口又は計画給水量が20%以上増加する新設又は拡張事業 3 資本単価が140(H6以前に採択:用水単価190かつ資本単価120)円/m <sup>3</sup> 以上	1/3
		水道広域化促進事業費 H26以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業 1 統合後の水道事業が認可を受けている、又は統合に係る水道事業者若しくは水道用水供給事業者の間で統合について合意する旨の協定書等が締結 2 給水人口が概ね10万人以下であり、かつ資本単価90円以上の水道事業を統合の対象に含む 3 経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設の整備計画が定められている(要件あり)	1/3
	水道水源 自動監視 施設等整 備費	水道水源自動監視施設整備費 [理化学的指標検査装置及び生物指標検査装置等]	次のいずれにも該当する事業 1 水道水源自動監視施設の整備が必要であると認められる事業 2 2以上の水道事業者等が連携して体系的・効率的かつ計画的に24時間連続して水道水源の監視を行う事業 3 都道府県が定める水道水質管理計画と整合
遠隔監視システム整備費 [計装用機器及び監視操作設備等]		簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業等と統合する、又は統合した水道事業者が施設の水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業	1/4

(\*1、\*2)

・特定簡易水道事業及び特定飲料水供給施設とは、事業経営者が同一で次のいずれかに該当する他の水道事業が存在するもの

(ア)会計が同一

(イ)水道施設が接続

(ウ)道路延長距離原則10km未満に給水区域

・特定簡易水道事業又は特定飲料水供給施設でない事業又は施設には、H31までは次のものを含む。ただし、自然災害などの理由により工期を延長するものとして厚生労働省が承認した事業に限る。

H21まで(特定市町村ではH23まで)に市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象

となっている事業又は施設

H28までに他の水道事業と統合した簡易水道事業

・特定市町村とは、次のいずれかの要件を有する市町村

(ア)H19以降に市町村合併を総務大臣により告示された市町村

(イ)H21において、市町村合併に関して法の規定による協議会又は任意の協議会が設置されていた市町村

(ウ)H19以降に大規模な災害に被災し、既存の施設整備計画の変更を余儀なくされた市町村

(エ)厚生労働大臣が特に必要と認めた市町村

(\*3)

・特定経営状況事業とは、給水原価が全簡易水道事業の平均(312.86円/m<sup>3</sup>:R1採択事業分)の半分以上で、供給単価が全簡易水道事業の平均(168.04円/m<sup>3</sup>:R1採択事業分)の半分以上かつ供給単価が給水原価の120%以下の簡易水道事業